

安全設備規則

安全設備規則検査要領

安全設備規則
安全設備規則検査要領

2012 年 第 1 回 一部改正
2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 23 号／達 第 39 号
2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議
2012 年 3 月 6 日 理事会 承認
2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

安全設備規則

規則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 23 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

2012 年 6 月 15 日 規則 第 23 号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.7 として次の 1 条を加える。

1.1.7 水先人用昇降機

水先人用昇降機を備える船舶にあっては、水先人の乗降において当該装置を使用してはならない。

4 編 航海設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

-1. 本編の規定は、船舶の航海設備に適用する。

~~-2. 2.1.31 の規定は、2008 年 12 月 31 日以降に建造開始段階にある船舶に適用する。~~

-2. 2.1.33 の規定は、次に掲げる国際航海に従事する船舶に適用する。

(1) 2012 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にある総トン数 3,000 トン以上のタンカー

(2) 2013 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にある総トン数 10,000 トン以上のタンカー以外の船舶

(3) 2014 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にある総トン数 3,000 トン以上 10,000 トン未満のタンカー以外の船舶

2 章 航海設備

2.1 航海設備

2.1.26 を次のように改める。

2.1.26 海図及び航海用刊行物

~~4.~~ 船舶には、適当、かつ、最新の海図及び航海用刊行物を備えなければならない。海図に替えて規則 **2.1.33** に規定する電子海図情報表示装置（ECDIS）を備える場合には、電子海図情報表示装置のバックアップ装置を備えること。

~~2. 電子海図情報表示装置は附属書 4-2.1.26 に定める性能基準に適合したものでなければならない。~~

2.1.33 として次の 1 条を加える。

2.1.33 電子海図情報表示装置（ECDIS）

-1. 国際航海に従事する総トン数 3,000 トン以上の船舶には、電子海図情報表示装置を備えなければならない。

-2. 電子海図情報表示装置は、附属書 4-2.1.33 に定める性能基準に適合したものでなければならない。

附属書 4-2.1.26 を附属書 4-2.1.33 に改める。

附属書 4-2.1.2633 電子海図情報表示装置（ECDIS）（IMO 決議 MSC.232(82)）

（省略）

付録 1 バックアップ装置の要件

1.1 バックアップ装置の要件

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 一般

-1. この付録は 2009 年 1 月 1 日以降に搭載された電子海図情報表示装置に適用する。

-2. 附属書 4-2.1.2633 の 1.1.15 に示されるとおり、電子海図情報表示装置の故障時にも安全な航海を確保するために、次の装置を含む適切な独立したバックアップ装置を備えること。

(1) 電子海図情報表示装置の故障が危機的状況に結びつくことを確実に防止するために、装置の機能を安全に代行できる装置。

- (2) 電子海図情報表示装置が故障した際に、残りの航海を安全なものにする装置。

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 機能要件

-1. 要求される機能とその有効性

(1) 海図情報の表示

バックアップ装置は、安全な航海に不可欠な水路及び地理的環境情報を図示することであること。

(2) 航路計画

バックアップ装置は、次を含む航路計画機能を有するものであること。

(a) 電子海図情報表示装置で実行された航路計画の引継ぎ。

(b) 計画された航路の手動又は航路計画装置からの情報提供による修正。

(3) 航路監視

バックアップ装置は、電子海図情報表示装置で実行された航路監視を引き継ぐことができ、少なくとも次の機能を有するものであること。

(a) 自動又は手動による自船位置の海図上への表示。

(b) 海図からの針路、距離、方位の読み取り。

(c) 計画された航路の表示。

(d) 航跡に沿った通過時刻の表示。

(e) 十分な数の点、方位線、距離目盛等の海図上への表示。

(4) 情報表示

バックアップ装置が電子機器である場合には、**附属書 4-2.1.2633** に示す通常が表示器と同等以上の情報が表示できるものであること。

(5) 海図情報の提供

(a) 使用される海図情報は、政府から認可された海図製作所による最新版であり、*IHO* 基準に基づくものであること。

(b) 電子海図情報は内容が変更不可能なものであること。

(c) 海図又は海図データの版及び発行日を表示すること。

(6) 更新

航海中に電子海図情報表示装置のバックアップ装置に表示される情報は、いずれも最新版のものであること。

(7) 縮尺

電子機器を使用する装置にあっては、次の場合に縮尺が表示されること。

(a) データベース情報よりも拡大されたスケールにより情報が表示されている場合。

(b) 自船の位置が、システムにより提供される航海用電子海図よりも拡大された航海用電子海図でカバーされている場合。

(8) レーダーその他の航海情報が電子バックアップ表示器に追加表示される場合には、**附属書 4-2.1.2633** におけるすべての関連する要件を満たすこと。

(9) 電子機器を使用する装置にあっては、表示モード及び隣接海域の生成は、**附属書 4-2.1.2633** の 1.1.8 の要件を満たすこと。

(10) 航海記録

バックアップ装置は、位置及び時刻を含む実際の航跡を記録できるものであること。

-2. 信頼性と精度

(1) 信頼性

バックアップ装置は、通常的环境及び通常の動作条件において、信頼性のある操作が行えるものであること。

(2) 精度

精度については、**附属書 4-2.1.2633** の 1.1.12 の要件を満たすこと。

-3. 故障、警告、警報及び表示

電子機器が使用される装置にあっては、システム故障時に適切な警報又は表示が行われるものであること。

1.1.4 を次のように改める。

1.1.4 操作要件

-1. 人間工学的要件

電子機器が使用される装置にあっては、バックアップ装置は電子海図情報表示装置におけるものと同一の人間工学的原則に従う設計のものであること。

-2. 情報表示

(1) バックアップ装置に使用される色及び記号は *IHO* 勧告に基づくものであること。

(2) 電子機器を使用する装置にあっては、海図の有効表示域は**附属書 4-2.1.2633** の 1.1.10-2. の要件を満たすものであること。

1.1.5 を次のように改める。

1.1.5 供給電源

電子機器が使用される装置にあっては、電源については次によること。

(1) ~~補助電源~~バックアップ装置への給電回路は、電子海図情報表示装置への給電回路から分離され独立したものであること。

(2) **附属書 4-2.1.2633** の要件を満たすものであること。

付録 2 ラスター海図表示装置

(省略)

附 則 (改正その 1)

1. この規則は、2012 年 7 月 1 日から施行する。

2 編 検 査

3 章 年次検査

表 3.2(2)を次のように改める。

表 3.2(2) 安全設備の現状検査

検査項目	確認事項
磁気コンパス（羅盆を含む） ジャイロコンパス 航海用レーダー 電子プロットング装置 自動物標追跡装置 自動衝突予防援助装置 音響測深機 船速距離計 舵角指示器 プロペラ回転数表示器 プロペラピッチ表示器 推力計 回頭角速度計 衛星航法装置 レーダー反射器 音響受信装置 船首方位伝達装置 船舶自動識別装置 船首方位制御方式自動操舵装置 (又は航跡制御方式自動操舵装置) 船橋航海当直警報装置 電子海図情報表示装置 国際信号旗 昼間信号灯 その他の航海設備	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。
水先人用はしご 水先人用昇降機	現状良好であることを確認する。
GMDSS 設備	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。
航海情報記録装置	試験所が発行する証明書を基に有効期限等を確認する。 承認された試験所又は承認されたサービス機関により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。
<u>船舶自動識別装置</u>	承認された検査員又は承認された試験所若しくはサービス機関により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。 試験結果報告書を基に有効期限等を確認する。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2012年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった年次検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 編 検 査

1 章 通 則

1.5, 1.6 及び 1.7 を削り, 1.8 を 1.5 に改める。

~~1.5 昇降設備検査記録簿等（水先人用昇降機）~~

~~1.5.1 一般~~

- ~~1. 船舶所有者は、水先人用昇降機について、昇降設備検査記録簿を作成し、これを船内に保管しておかなければならない。~~
- ~~2. 2.1.4 に規定する水先人用昇降機の制限荷重の指定を受けた場合には、船舶所有者は、昇降設備検査記録簿に昇降機制限荷重等指定書を添付しておかなければならない。~~
- ~~3. 船舶所有者は、水先人用昇降機について、1.6 に規定する点検を行った場合は、その旨を昇降設備検査記録簿に記入しておかなければならない。~~

~~1.6 昇降機の点検（水先人用昇降機）~~

~~1.6.1 水先人用昇降機の点検~~

~~船舶所有者は、2.1.4 の規定により制限荷重及び定員を指定された水先人昇降機について、登録検査、定期検査又は中間検査に合格した後 6 ヶ月ごとに、異常がないかどうか点検を行わなければならない。~~

~~1.7 制限荷重等の標示（水先人用昇降機）~~

~~1.7.1 制限荷重等の標示~~

~~船舶所有者は、水先人用昇降機の見やすい箇所に指定をうけた制限荷重及び定員を標示しておかなければならない。~~

1.85 経過措置

1.85.1 救命胴衣灯（SOLAS Chapter III Reg. 32.2.3）
（省略）

1.85.2 救命いかだ（SOLAS Chapter III Reg. 31.3.1）
（省略）

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-1.(7)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち次に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。設備登録申込者は、本会が別に定めるところにより登録検査申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(7) ~~航海設備図~~水先人用移乗設備図（水先人用移乗設備はしごの数量、要目及び配置、~~水先人用昇降機の数量、要目、強力計算書、仕様手引書及び材料仕様書~~）

2.1.3 工事の検査

-1.(8)を次のように改める。

-1. 安全設備関係工事の立会の時期は次のとおりとする。ただし、製造中の設備、技術及び品質管理の実状に応じて立会の時期を増減することがある。

(8) 磁気コンパス（羅盆を含む）、ジャイロコンパス、航海用レーダー、電子プロットティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、音響測深機、船速距離計、舵角指示器、プロペラ回転数表示器、プロペラ回転方向（可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角）表示器、推力計（ある場合に限る）、回頭角速度計、衛星航法装置、レーダー反射器、音響受信装置、船首方位伝達装置、船舶自動識別装置、航海情報記録装置、船首方位制御方式自動操舵装置（又は航跡制御方式自動操舵装置）、船橋航海当直警報装置、電子海図情報表示装置、昼間信号灯、水先人用移乗設備はしご及び水先人用昇降機の試験を行うとき。

2.1.4 を削り、2.1.5 及び 2.1.6 をそれぞれ 2.1.4 及び 2.1.5 に改める。

~~2.1.4 制限荷重等の指定~~

~~1. 本会の検査を受け、これに合格した水先人用昇降機（はじめての荷重試験を行ったものに限る。）について、制限荷重及び定員を指定し、昇降機制限荷重等指定書を交付する。~~

~~2. 前1.の定員は、荷重試験を行った場合の制限荷重を150kgで除して得た最大整数に等しいものとする。~~

2.1.54 船上に保持すべき図面等
(省略)

2.1.65 完成図
(省略)

2.2 製造後の登録検査

2.2.1 一般

-3.を次のように改める。

-3. 製造後の登録検査完了に際しては、**2.1.54**に規定する手引書等が船舶に備えられていることを確認する。

3 章 年次検査

表 3.1 を次のように改める。

表 3.1 書類及び図書の確認

書類又は図書	確認事項
航海日誌	防火操練及び救命艇操練を最後に行った日付を確認する。 救命設備の点検整備の記録を確認する。 船上訓練の記録を確認する。
訓練手引書	食堂、休憩室その他適当な場所に訓練手引書が備え置かれていることを確認する。
保守のための手引書 (救命設備及び航海設備)	船上での定期的な保守が必要な救命設備及び航海設備のための手引書が備付けられていることを確認する。
航海設備	1) 磁気コンパスの残留自差を修正するための手段が備え付けられていることを確認する。 2) 航海用レーダーの陰影領域を示す図が備えられていることを確認する。
海図及び航海用刊行物	予定されている航海に適したものであることを確認する。 (電子海図情報表示装置及び当該バックアップ装置を備える場合を除く。)
国際信号書及び国際航空海上捜索救助手引書	国際海事機関が採択した国際信号書及び最新版の国際航空海上捜索救助(IAMSAR)手引書第3巻の写しが備えられていることを確認する。
昇降設備検査 水先人用移乗設備点検記録簿	昇降設備検査 水先人用移乗設備点検記録簿が本船上に保管され、水先人用移乗設備昇降機について必要な事項が記入されていることを確認する。また、水先人用はしごの使用開始した日付及び修理を行った日付に関する記録が記入されていることを確認する。

表 3.2 を次のように改める。

表 3.2 安全設備の現状検査

検査項目	確認事項
(省略)	(省略)
水先人用移乗設備はしご 水先人用昇降機	現状良好であることを確認する。
GMDSS 設備	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。
航海情報記録装置	試験所が発行する証明書を基に有効期限等を確認する。 承認された試験所又は承認されたサービス機関により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。

表 3.3 を次のように改める。

表 3.3 安全設備の効力試験

設備又は装置	試験内容
(省略)	(省略)
非常照明装置	招集場所及び乗艇場所並びに廊下，階段及び出入り口のうち招集場所及び乗艇場所への進路に備えられた非常照明装置が非常電源からの給電により作動することを確認する。
水先人用昇降機の通信連絡装置 水先人用昇降機の緊急停止装置	通信連絡装置の作動を確認する。 緊急停止装置の作動を確認する。

5 章 定期検査

5.1 安全設備の定期検査

5.1.3 効力試験

-4.を削る。

~~4. 水先人用昇降機について、制限荷重の 1.1 倍の荷重を負荷して作動試験を行う。ただし、整備記録等により検査員が適当と認める場合には、立会検査を省略して差し支えない。~~

5.1.5 を削る。

~~5.1.5 水先人用昇降機の開放検査~~

~~巻上機の主要部又は駆動部分の開放検査を行う。ただし、整備記録等により検査員が適当と認める場合には、立会検査を省略して差し支えない。~~

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.3 を次のように改める。

2.3 水先人用移乗設備

2.3.1 水先人用はしご適用

~~1. 国際航海に従事する船舶及び国際航海に従事しない船舶であつて総トン数 1,000 トン以上のものには、水先人用はしご移乗設備を備えなければならない。ただし、水先人を要招することがない船舶については、この限りではない。~~

~~2. 前 1. の規定により備える水先人用はしごを取り付ける位置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。ただし、本会が当該船舶の構造を考慮してやむを得ないと認める場合は、本会の適当と認めるものとする。~~

~~(1) 船舶のいずれの排水口からも離れ、かつ、できる限り船の中央に近い位置であること。~~

~~(2) 各階段が船側に確実に接する位置であること。~~

~~3. 前 1. の規定により水先人用はしごを備える船舶には、次に掲げる設備を備えなければならない。~~

~~(1) 投索及び 2 本のマン・ロープ~~

~~(2) 水先人用はしご及び水先人が乗船する位置を照明するための設備~~

~~(3) 水先人用はしご、舷側はしごその他の設備の頂部から当該船舶に安全かつ容易に入りするための設備~~

~~4. 水先人用はしごは附属書 4 2.3 に定める性能基準に適合したものでなければならない。~~

2.3.2 水先人用昇降機

~~1. 船舶に水先人用昇降機を設置する場合には、当該設備を取り付ける位置は次に掲げる要件に適合しなければならない。~~

~~(1) 水先人用昇降機は、乗員が危険なく昇降することができるような場所に配置しなければならない。~~

~~(2) 水先人用昇降機は、水先人用はしごに近い場所であり、かつ、すべての排水口から離れたできる限り船の中央に近い場所に配置しなければならない。~~

~~(3) 水先人用昇降機は、その取扱者が昇降最下位まで見渡すことができるように設置しなければならない。~~

~~2. 水先人用昇降機は附属書 4 2.3 に定める性能基準に適合したものでなければならない。~~

2.3.2 一般

1. すべての水先人用移乗設備は、水先人が安全かつ容易に乗降することができるものでなければならない。

-2. 水先人用移乗設備は、両舷に備えなければならない。ただし、いずれかの舷における使用のために設備を移動することが可能な場合は、この限りではない。

-3. 水先人用移乗設備は、**附属書 4-2.3** に定める性能基準に適合したものでなければならない。

2.3.3 移乗設備

-1. 水面から船舶への出入り口までの距離が 1.5m から 9m の場合には、水先人用はしごを用いなければならない。また、水先人用はしごは次の**(1)**から**(4)**によらなければならない。

(1) 船舶のいずれの排水口からも離れた位置に取り付けること。

(2) 船体平行部で、かつ、実行可能な限り船舶の中央部 0.5L 間となる位置に取り付けること。

(3) 各ステップは、船側外板に確実に接すること。

(4) 単一のものであって、船舶のあらゆる載貨状態、縦傾斜のあらゆる状態及び反対方向への 15 度の横傾斜の状態においても海面に達するものであること。

-2. 水面から船舶への出入り口までの距離が 9m を超える場合には、水先人用はしごと併用した船側はしご又はこれと同等に安全かつ容易な他の手段を用いなければならない。また、船側はしごにあっては、次の**(1)**及び**(2)**によらなければならない。

(1) 船尾に向かって設置すること。

(2) 下端及び下部プラットフォームが、船体平行部であって実行可能な限り船舶の中央部 0.5L 間となる位置、かつ、船舶のいずれの排水口からも離れた位置で、船側外板に確実に接するように、下部プラットフォームを船側に固定する手段を持つこと。

2.3.4 水先人移乗用船側戸

水先人の移乗乗降に用いる船側戸については外側に開かない構造としなければならない。

2.3.5 関連設備

-1. 船舶には、次の**(1)**から**(3)**の設備を備えなければならない。また、これらの設備は、水先人が乗降する際には直ちに使用できるものでなければならない。

(1) ロープ末端において甲板上リングプレートに固定される直径 28mm～32mm の 2 本のマンロープ（マンロープは、甲板上のリングプレートに固定する手前において、甲板への出入り口におけるスタンション又はブルワークの高さに達しなければならない。）

(2) 自己点灯灯を備える救命浮環

(3) 投げ索

-2. 水先人用移乗設備及び水先人が乗降する場所を照明するための適当な照明装置を備えなければならない。

附属書 4-2.3 を次のように改める。

附属書 4-2.3 水先人用移乗設備

~~1.1 一般~~

~~1.1.1 水先人用はしごの一般要件~~

~~水先人用はしごは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。~~

- ~~(1) 十分な強度を有するものであること。~~
- ~~(2) 船舶のいずれの舷においても使用することができ、かつ、船舶のあらゆる積載状態及び縦傾斜の状態並びに反対方向への 15° の横傾斜状態においても海面に達するものであること。~~
- ~~(3) 階段及びサイド・ロープは、滑りにくいものであること。~~
- ~~(4) 階段は、安全上十分な大きさを有するものであり、かつ、適当な間隔で水平に取り付けられていること。~~
- ~~(5) ねじれを防止する措置が講じられたものであること。~~

~~1.1.2 水先人用昇降機の一般要件~~

~~1. 一般~~

~~船舶に水先人用昇降機を設置する場合には、2.から6.の要件に適合するものでなければならない。~~

~~2. 材料、構造及び性能~~

- ~~(1) 水先人用昇降機に使用する材料は、別段の定めがある場合を除き、耐火性のものであり、かつ、耐食性のものでなければならない。~~
- ~~(2) 水先人用昇降機は、通常の使用に際して、取扱者に危険を与えない構造のものであること。~~
- ~~(3) 水先人用昇降機は、船舶が縦に 10° 又は横に 15° 傾斜している状態においてもその性能に支障が生じないものであること。~~
- ~~(4) 水先人用昇降機は、船体の振動によりその性能に支障を生じないものであること。~~

~~3. 安全係数等~~

- ~~(1) 水先人用昇降機は、通常の使用状態において、制限荷重に相当する荷重を負荷したときに、その重要部分の破壊強度に対する安全係数が、表 1 に定める数値以上であること。~~
- ~~(2) 水先人用昇降機は、制限荷重の 2.20 倍の荷重を負荷しても異状を生じないものであること。~~
- ~~(3) 水先人用昇降機は、制限荷重の 1.10 倍の荷重を負荷して確実に作動するものであること。~~

表 1——安全係数

区分	安全係数
主索又はくさり	10.0
かご	7.5
支持はり又はトラブ	5.0
その他の金属構造部	5.0

~~4. 安全装置等~~

- ~~(1) 水先人用昇降機には、乗員を保護するために適当な安全装置を設けること。~~
- ~~(2) 水先人用昇降機には、主索が、巻上機のドラムに平らに巻きつくような装置を設けること。~~
- ~~(3) 水先人用昇降機の主索は、二本以上使用し、一本の切断による転落を防止する強度のものであること。~~
- ~~(4) 水先人用昇降機の主索は、当該昇降機を通常の乾玄において最下位まで降ろしても巻上機のドラムに三巻分以上の長さを有する長さのものであること。~~

~~5. その他の要件~~

- ~~(1) 水先人用昇降機は、次に掲げる要件に適合する移動式はしご又は移動式プラットフォームであること。~~
 - ~~(a) 乗員に危険を与えない速度で移動するものであること。~~
 - ~~(b) 十分な大きさ及び強度を有するものであること。~~
 - ~~(c) 有効な滑り止めが施されていること。~~
 - ~~(d) ねじれを防止する措置が講じられたものであること。~~
 - ~~(e) 下部に適当な長さのはしごを有するものであること。~~
 - ~~(f) 手動によっても操作することができ、かつ、乗員の安全を確保するための措置が講じられた巻上機を有するものであること。~~
- ~~(2) 水先人用昇降機には、次に掲げるものを備えること。~~
 - ~~(a) 乗員が昇降機の動力源を遮断することのできる緊急停止装置~~
 - ~~(b) 乗員が昇降機の取扱者と通信できる装置~~
 - ~~(c) 乗員を保護するための設備~~
- ~~(3) 水先人用昇降機を備え付ける船舶には、船側及び水先人が乗船する位置の甲板を照明する設備並びに当該甲板から水先人用昇降機への安全な通路を設けること。~~
- ~~(4) 水先人用昇降機を備え付ける船舶には、水先人用昇降機に乗り込む位置を標示すること。~~
- ~~(5) 取り外すことのできる水先人用昇降機を備え付ける船舶には、これを保管するための格納場所を設けること。~~

~~6. 特別要件~~

~~水先人用昇降機には、規則 4 編 2.3.2 及び前 1. から 5. に規定するもののほか、当該水先人用昇降機の構造、使用方法等を考慮して、本会が必要と認める措置を講じること。~~

1.1 水先人用はしご

1.1.1 一般

~~1. 水先人用はしごは、4 編 2.3 及び本附属書に規定される要件、ISO 799:2004「水先人用はしご」又は本会が適当と認める基準若しくは規格に適合していることを製造業者によ~~

り証明されること。

-2. 水先人用はしごは、タグ又はその他の恒久的な表示により明確に識別されること。

1.1.2 位置及び構造

-1. 結び目、シャックル及び締め索は、少なくとも 1.1.3 に規定のサイドロープと同じ強度を持つこと。

-2. 水先人用はしごのステップは、次の(1)から(6)によること。

(1) 堅木で作られている場合は、節のない一枚板とすること。

(2) 堅木以外で作られている場合は、本会が適当と認める同等の強度、剛性及び耐久性を持つものとする。

(3) 最下段より 4 段目までは、十分な強度及び剛性を有するゴム又はこれと同等の性質を有する材料として差し支えない。

(4) 容易にすべらない表面とすること。

(5) 長さ 400mm 以上（サイドロープ取付け部間）、幅 115mm 以上、厚さ 25mm 以上（滑り止め又は溝は除く）とすること。

(6) 310～350mm の等間隔でかつ水平に取り付けられたものであること。

-3. 5 段以上の水先人用はしごは、ねじれを防止するために、長さ 1.8m 以上の当木を取り付けること。最下部の当木は最下段より 5 段目のステップに取り付け、当木の間隔は 9 段を超えないこと。

-4. 水先人用はしごを安全に取り付けるために揚収に用いる索が必要な場合は、当該索は最下部の当木又はそれより上方に結び付け、かつ、船首側に導くものであること。また、当該索は、水先人及び水先人用ボートの安全な接近の障害とならないものであること。

-5. 水先人用はしごを要求高さに取り付けることを容易にするために、水先人用はしごの全長にわたって、一定の間隔で（例えば 1m）恒久的な印をつけること。

1.1.3 サイドロープ

-1. 水先人用はしごのサイドロープは、それぞれ直径 18mm 以上の被覆されない 2 つのロープで構成されたもので、接合箇所を有しない連続したものであること。また、少なくとも 24kN の破断強度を持つこと。サイドロープは、それぞれ一つの連続した長さのロープであって、ロープの中間点に少なくともサイドロープ 2 本を通過させるのに十分な大きさのシンブルを設けること。

-2. サイドロープは、マニラ麻又は本会が同等と認める強度、耐久性、伸び特性及びグリップ特性を有し紫外線劣化に対して保護された材料とすること。

-3. サイドロープを構成するそれぞれのロープは、はしごを吊るしたときに各ステップを水平に保つために、この目的のために適切に設計された機械的な締具又はステップ固定ピース及びシージングにより、各ステップの上下で互いに固定すること。

1.2 水先人用はしごと併用して使用する船側はしご

1.2.1 一般

-1. 船側はしごの長さは、傾斜角が 45 度を超えないよう十分な長さとする。また、船側はしごは少なくとも 600mm の幅とすること。

-2. 船側はしご下部プラットフォームは、使用時において、水平な状態で船側に固定さ

れること。また、水面からの高さは5m以上とすること。

-3. 中間地点にプラットフォームを備える場合、そのプラットフォームは水平に保たれること。船側はしごのステップは、使用する角度において適当で安全な足場となるよう設計すること。

-4. 船側はしご及びそのプラットフォームの両サイドには、固型の手すり及びスタンションを設けること。ただし、ハンドロープを使用する場合は、たるまないようにしっかりと張り、確実に固定すること。

-5. 水先人用はしごは、船側はしご下部プラットフォームに近接するように取り付け、その上端は少なくとも下部プラットフォームの上方2mまで伸ばすこと。水先人用はしごと下部プラットフォームとの水平距離は0.1~0.2mとすること。

-6. 水先人用はしご及びマンロープは、船側はしご下部プラットフォームの概ね1.5m上の船側外板に固定すること。

-7. 水先人用はしごとのアクセスのために下部プラットフォームにトラップドアを設ける場合は、次の(a)から(d)によること。

(a) 開口部は750mm×750mm以上とすること。

(b) トラップドアは上方に開放するようにし、プラットフォーム上で平らに固定するか、又はプラットフォームの船尾部又は外側部の手すりに固定すること。また、トラップドアはハンドホールドの一部とはしないこと。

(c) 下部プラットフォームの船尾部は、前-4.の規定と同様に柵で囲むこと。

(d) 水先人用はしご及びマンロープは、トラップドアを貫通しプラットフォーム上方の手すりの高さまで伸ばして固定すること。

-8. 船側はしご及びその懸架装置又は付属設備は、本会が適当と認めたものとする。

-9. 特殊なタイプの船舶にあっては、同等な安全性が確保されることを条件に、適切な設備を認めることがある。

1.3 甲板への通行

1.3.1 一般

水先人用はしご又は船側はしごの頂部と甲板の間の水先人の乗降において、安全に、容易にかつ妨げられることなく通行することを確保するための手段をもつこと。

(1) 当該通行が手すり又はブルワークに設ける出入口による場合は、両舷の乗降する箇所に0.7~0.8mの間隔の適当なハンドホールドを備えること。ハンドホールドは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、直径は32mm以上で、ブルワーク頂部より上方に1.2m以上とすること。

(2) 当該通行がブルワークラダーによる場合は、ブルワークラダーは転倒を防止するために船体に強固に取り付けられるものとする。また、2本のハンドホールドスタンションを両舷の乗降する箇所に0.7~0.8mの間隔で備えること。スタンションは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、直径は32mm以上とし、ブルワーク頂部より上方に1.2m以上とすること。スタンション又は手すりは、ブルワークラダーに取り付けないこと。

(3) 甲板上にプラットフォームを設ける場合は、当該プラットフォームは手すりによって安全に囲まれたものとする。

1.4 船側開口部への通行

1.4.1 一般

上甲板上に水先人用はしごウインチリールを設置し、水先人用はしごを用いて船側開口部から水先人が乗降する場合は、次の(1)及び(2)によること。

- (1) 最小 750mm×750mm の大きさの船外に展開するプラットフォームを備えること。
また、プラットフォームは手すりで安全に囲まれること。
- (2) プラットフォームの上方 1.5m の船側部に、水先人用はしご及びマンロープを安全に固定すること。

1.5 水先人用ボートの安全な接近

1.5.1 一般

防舷帯やその他の構造的特徴により、水先人用ボートが安全に接近することが妨げられるような場合、少なくとも 6m の長さにあたって障害のない船側部を確保すること。長さが 90m 未満の特殊な船舶であって、6m の長さにあたって障害のない船側部を確保することが困難であると本会が認める場合は、安全に乗降できるよう他の適当な手段を講じること。

1.6 水先人用はしごウインチリール

1.6.1 出入り口

-1. 水先人用はしごウインチリールを設置する場合、水先人用はしごと船舶の出入り口の間で水先人が安全に、容易にかつ妨げられることなく乗降できるようウインチリールを設置すること。

-2. 出入り口及びそれに隣接する区域は、水先人用はしごウインチリールを含め以下の障害物のない空間を確保すること。

- (1) 船長方向に 915mm の幅
- (2) 船側外板から内側に 915mm の深さ
- (3) 甲板から垂直方向に 2200mm の高さ

1.6.2 水先人用はしごウインチリールの場所

-1. 水先人用はしごウインチリールは、原則として、上甲板上又は船側開口部に設置すること。

-2. 船側開口部又は船側はしご（併用して使用する場合）に対して水先人用はしごを設けるために、上甲板上に水先人用はしごウインチリールを設置する場合は、船側開口部の出入り口又は船側はしご下部プラットフォームに隣接する位置に上甲板から水先人用はしごを垂直で一直線上に吊ることが可能となるよう、水先人用はしごウインチリールを設置すること。

1.6.3 水先人用はしごの固定

水先人用はしごの使用時において、水先人用はしごを固定する目的で水先人用はしごウ

インチリールは使用しないこと。この場合、水先人用はしごはウインチリールとは異なる強固な箇所であって、船側外板から内側に 915mm 以上の位置で固定すること。

1.6.4 水先人用はしごウインチリールの機械的な固定

- 1. 水先人用はしごウインチリールは、機械的故障又は人為的ミスにより、誤ってリールが作動することを防止する手段を持つこと。
- 2. 手動式の水先人用はしごウインチリールは、ブレーキ又は他の適当な装置を備えること。
- 3. 動力式の水先人用はしごウインチリールは、ウインチリールへの動力供給を遮断し、その位置でウインチリールを固定することが出来る安全装置を備えること。
- 4. 動力式の水先人用はしごウインチリールの制御レバー又はハンドルは、明確に表示されたものであって、中立の位置で固定することが可能であること。
- 5. 動力式の水先人用はしごウインチリールをロックするために、機械的装置又は止めピンを備えること。

附 則（改正その 3）

1. この規則は、2012 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載される水先人用移乗設備にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 編 航海設備

附属書 4-2.1.20

高機能グループ呼出受信機

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 一般

高機能グループ呼出受信機は次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 海上安全情報を有効に受信及び印刷をすることができるものであること。ここでいう「有効に受信及び印刷をすることができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。
 - (a) 通報が受信されていることを表示できるものであること。
 - (b) 手動により次に掲げる情報~~船舶の位置及び地域コード~~を入力できるものであること。
 - (i) 船舶の位置
 - (ii) 現在及び将来の NAVAREA 又は METAREA コード
 - (iii) 沿岸警報情報のカバーエリア
 - (iv) 異なるクラスのメッセージの選択
 - (c) いかなる通報もその受信の文字誤り率と関係なく印刷できるものであり、かつ、不完全に受信された文字については下線表示がなされるものであること。
 - (d) 完全に~~印刷~~受信された際には、同一通信内容を印刷しないものであること。
 - (e) 1 行に少なくとも標準 IA 番号 5 の大きさの文字で 40 字以上印刷できるものであること。また、1 の単語が行の最後に収まらない際には、次の行へ続けられるものであり、全通信内容を受信した後自動的に 5 行送出するものであること。
- (2) 捜索又は救助の情報を受けた場合には、船橋において可視可聴警報を発するものであること。
- (3) 海上安全情報（~~重要な~~遭難警報、航行警報、気象警報及び予報並びに捜索及び救助等の緊急性の高い情報を除く。）の選択受信が可能であり、かつ、その選択受信状態（同調又は同期状態）を表示できるものであること。
- (4) 受信した海上安全情報を有効に蓄積（少なくとも 60 秒の電源の停止があっても消去されないこと）できるものであること。
- (5) 取扱い及び保守に関する説明書を備え付けたものであること。
- (6) 無線受信機、信号処理機及び印刷装置が適正に作動することを確認するための措置が講じられたものであること。ここでいう「適性に作動することを確認するための措置」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。
 - (a) 船舶の位置が 12 時間以上更新されない場合に可視表示を行うこと。なお、当該表示は、船舶の位置が再確認されたときにのみ解除されるものであること。
 - (b) 印字装置の印字紙の残りが少なくなったとき又は無くなったときには、前(2)

の警報を区別できる音による警報を発すること。

- (7) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- (8) 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与えることを防止するための措置が講じられているものであること。
- (9) 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- (10) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- (11) 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられているものであること。
- (12) 船舶の航行中における振動又は湿度若しくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- (13) 2以上の電源から給電されるものにあつては、電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられているものであること。

附 則（改正その4）

- 1. この規則は、2012年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に船舶に搭載された装置については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

安全設備規則検査要領

要
領

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 達 第 39 号
2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 6 月 15 日 達 第 39 号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.15 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇 (追加規定) (SOLAS Chapter III Reg.31)

2.15.1 救命艇及び救命いかだ

-2.を次のように改める。

-2. 規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所には、次の(1)から(3)を備えること。

- (1) 少なくとも 2 個の救命胴衣及び 2 個のイマーションスーツ。
- (2) 救命いかだの積付け場所及び救命いかだが進水する水面を照明することができる 規則 3 編 2.10.1-7.の規定を満たす可搬式又は固定式の適当な照明装置。可搬式の場合にあっては、当該照明装置を両舷に据付けることができる適当な取付金具を設けること。
- (3) 規則 3 編 2.5.1-7.に規定する乗込用はしご又は制御された方法により水面まで降下し得る乗艇装置。

附 則 (改正その 1)

1. この達は、2012 年 6 月 15 日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 検査の実施及び時期

-1. 本規則に規定する年次検査，中間検査及び定期検査は，**鋼船規則 B 編**に規定する年次検査，中間検査及び定期検査を行うときに行う。

-2. **規則 2 編 1.1.3-5.(2)**に該当する臨時検査については次による。

(1) 電子海図情報表示装置

国際航海に従事する船舶について，次の時期までに**規則 4 編 2.1.33**に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。ただし，次の(a)から(d)に定める日より後，2年以内に廃船することが主管庁により確認され，電子海図情報表示装置の備え付けを免除された船舶にあってはこのかぎりでない。なお，次に示す「タンカー」とは，**規則 4 編 1.1.1-2.**に規定する「タンカー」をいう。

(a) 2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 3,000 トン以上のタンカーについては，2015 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。

(b) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 50,000 トン以上のタンカー以外の船舶については，2016 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。

(c) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 20,000 トン以上 50,000 トン未満のタンカー以外の船舶については，2017 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。

(d) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 10,000 トン以上 20,000 トン未満のタンカー以外の船舶については，2018 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。

(~~2~~) 船橋航海当直警報装置

2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶について，次の時期までに**規則 4 編 2.1.32**に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。

(a) 総トン数 3,000 トン以上の船舶については，2012 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。

(b) 総トン数 500 トン以上 3,000 トン未満の船舶については，2013 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。

(c) 総トン数 150 トン以上 500 トン未満の船舶については，2014 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。

(~~3~~) 大人用救命胴衣

2010 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶について，2010 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査までに**規則 3 編 2.1.2-1.(3)**に規定する要件に適合していることを

確認する。

(4) 水先人移乗用船側戸

1994 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶について，2012 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査までに規則 4 編 2.3.4 に規定する要件に適合していることを確認する。

-3. 前-2.(1)において，2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 3,000 トン以上のタンカー及び 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 10,000 トン以上のタンカー以外の船舶であって，それぞれ-2.(1)(a)から(d)に定める日以降に引き渡しが行われる船舶にあつては，-2.(1)の規定にかかわらず，登録検査において規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。

-34. 前-2.(12)において，2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって，それぞれ-2.(12)(a)，(b)又は(c)に定める日より後に引き渡しが行われる船舶にあつては，-2.(2)の規定にかかわらず，登録検査において規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 提出図面及びその他の書類

~~1. 規則 2 編 2.1.2-1(7)に規定する水先人用昇降機の要目には，使用材料を明記しなければならない。~~

~~21. 規則 2 編 2.1.2-1.に規定する「本会が別に定めるところ」とは，次をいう。~~

登録規則 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が，製造中又は製造後の登録検査及び規則 2 編 2.3 に定める改造工事の申込みを行う前に，工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には，事前審査申込書を提出すること。なお，登録検査申込書が提出されたときには，事前審査申込書は自動的に登録検査申込書に引き継がれるものとする。

~~32. 規則 2 編 2.1.2-2.に規定する「本会が別に定めるところ」とは，次をいう。~~

- (1) 承認済図面及びその他の書類を用いて安全設備を製造又は設置する場合には，同型船に対する図面提出省略願(書式例 2-2)を 3 部提出すること。
- (2) 既に承認されている図面及びその他の書類に基づく計画を変更しようとする場合又は既に適用規則が改正されている場合には，工事に先立って変更箇所を示した必要な図面及びその他書類を提出して本会の承認を得ること。

2.1.3 を削る。

~~2.1.3 工事の検査~~

~~規則 2 編 2.1.3(8)に規定する水先人用昇降機の試験とは，当該設備の荷重試験及び効力試験をいう。~~

2.1.5 を次のように改める。

2.1.54 船上に保持すべき図面等

規則 2 編 ~~2.1.54~~-4.に規定する証明書については、個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。

4 編 航海設備

1 章として次の 1 章を加える。

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

規則 4 編 1.1.1-2.に規定する「タンカー」とは、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 2.1.1(6)に規定する船舶，鋼船規則 A 編 2.1.42に規定する船舶，及び同 2.1.43に規定する船舶をいう。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2012 年 7 月 1 日から施行する。